

香川県条例第12号

香川県証紙条例の一部を改正する条例

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(証紙の種類等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(証紙の返還等)</p> <p>第9条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類若しくは形式を変更し、又は証紙を廃止したとき、第5条の規定による売りさばき人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めたときは、当該証紙面記載の金額から規則で定める当該証紙の売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた金額（売りさばき人から当該証紙を購入した者に還付する場合にあっては、当該証紙面記載の金額）の現金を還付し、又は他の証紙と交換することができる。</p>	<p>(証紙の種類等)</p> <p>第3条 証紙の種類及び色は、別表のとおりとする。</p> <p>2 証紙の形式は、規則で定める。</p> <p>(証紙の返還等)</p> <p>第9条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類若しくは形式を変更し、又は証紙を廃止したとき、第5条の規定による売りさばき人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めたときは、当該証紙面記載の金額から規則で定める当該証紙の売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた金額（売りさばき人から当該証紙を購入した者に還付する場合にあっては、当該証紙面記載の金額）の現金を還付し、又は当該証紙と使用目的を同じくする他の証紙と交換することができる。</p>																										
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 1042 618 1418"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円</td> <td>にぶ赤紫色</td> </tr> <tr> <td>5円</td> <td>灰味紫色</td> </tr> <tr> <td>10円</td> <td>にぶ青紫色</td> </tr> <tr> <td>50円</td> <td>にぶ緑色</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>灰味オリーブ色</td> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>暗い黄味茶色</td> </tr> <tr> <td>300円</td> <td>灰味赤茶色</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>黄茶色</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>紅色</td> </tr> </tbody> </table>	種類	色	1円	にぶ赤紫色	5円	灰味紫色	10円	にぶ青紫色	50円	にぶ緑色	100円	灰味オリーブ色	200円	暗い黄味茶色	300円	灰味赤茶色	500円	黄茶色	1,000円	紅色	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1042 2049 1418"> <thead> <tr> <th>使用目的による区分</th> <th>金額（色）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治法第231条の2第1項の証紙</td> <td>1円（にぶ赤紫色）、5円（灰味紫色）、10円（にぶ青紫色）、50円（にぶ緑色）、100円（灰味オリーブ色）、200円（暗い黄味茶色）、300円（灰味赤茶色）、500円（黄茶色）、1,000円（紅色）、3,000円（青色）、5,000円（黄緑色）、1万円（うぐいす色）</td> </tr> <tr> <td>地方税法第700条の69第1項</td> <td>500円（紫色）、1,000円（茶色）、</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的による区分	金額（色）	地方自治法第231条の2第1項の証紙	1円（にぶ赤紫色）、5円（灰味紫色）、10円（にぶ青紫色）、50円（にぶ緑色）、100円（灰味オリーブ色）、200円（暗い黄味茶色）、300円（灰味赤茶色）、500円（黄茶色）、1,000円（紅色）、3,000円（青色）、5,000円（黄緑色）、1万円（うぐいす色）	地方税法第700条の69第1項	500円（紫色）、1,000円（茶色）、
種類	色																										
1円	にぶ赤紫色																										
5円	灰味紫色																										
10円	にぶ青紫色																										
50円	にぶ緑色																										
100円	灰味オリーブ色																										
200円	暗い黄味茶色																										
300円	灰味赤茶色																										
500円	黄茶色																										
1,000円	紅色																										
使用目的による区分	金額（色）																										
地方自治法第231条の2第1項の証紙	1円（にぶ赤紫色）、5円（灰味紫色）、10円（にぶ青紫色）、50円（にぶ緑色）、100円（灰味オリーブ色）、200円（暗い黄味茶色）、300円（灰味赤茶色）、500円（黄茶色）、1,000円（紅色）、3,000円（青色）、5,000円（黄緑色）、1万円（うぐいす色）																										
地方税法第700条の69第1項	500円（紫色）、1,000円（茶色）、																										

3,000円	青色	の証紙	5,000円(緑色)
5,000円	黄緑色		
10,000円	うぐいす色		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。